

久喜市会計規則の一部を改正する規則

久喜市会計規則（平成２２年久喜市規則第６１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号ア中「令和６年」を「令和５年」に改める。

第４条第３号中「第２号」を「前号」に改める。

第１６条中「納入又は払込みを受ける指定金融機関等から手形交換を委託されている金融機関が加入している手形交換所の参加地域とする」を「全国の区域とする」に改める。

第４９条の見出し中「の精算」を削り、同条中第２項を第３項とし、第１項を第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

令第１６４条第５号に規定する規則で定める繰替払ができる経費は、指定納付受託者に歳入及び歳入歳出外現金を納付させた場合において、当該指定納付受託者に対して支払う手数料とし、同号に規定する規則で定める収入金は、指定納付受託者により納付された歳入及び歳入歳出外現金とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。